

## 「情報誌ロゼ」作製業務

### 仕様書

#### [1] 目的

富士市の文化を牽引するロゼシアターが発信する情報を効果的に伝えることを目的とする。

#### [2] 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

#### [3] 事業概要

##### 1. 作製物名称

「情報誌ロゼ」

##### 2. コンセプト

(内容)

- (1) 文化の情報発信及び普及
- (2) 富士市の文化情報発信
- (3) 財団主催公演の文化情報に留まらない文化会館としての総合的な情報発信
- (4) 視覚性の向上（ビジュアルコンテンツの強化）
- (5) 若年層から高齢者まですべての年代の関心を得るコンテンツの構築

(編集)

- (1) 中長期的なコンテンツの展開、構成
- (2) 紙媒体とデジタルコンテンツとの連携
- (3) 地元人材、企業との連携（広域への配布、広告展開等）

##### 3. 業務内容

###### (1) 編集会議の実施

財団担当職員と年間計画の合同会議を開催する。また各号毎、ページレイアウト及び作製スケジュールの打ち合わせを行う。

###### (2) 取材同行業務

表紙及びインタビュー記事作成のため以下のとおり取材に同行する。

- (ア) 作製するための情報収集と企画作業
- (イ) デザインレイアウト及びレイアウト台割り作業
- (ウ) 文章作成作業と写真撮影作業、それに関わる取材作業
- (エ) その他、編集に必要な業務

(3) 印刷及び製本業務

情報誌ロゼを印刷し製本する。

(4) 配布業務

作製部数のうち2,000部を、事業者が持つ配布ルートを活用した配布業務を行う。配布先及び設置先についてはターゲットを絞ったうえでオフィス・家庭配布など人が多く集まる場所での配布・設置であること。なお、配布に関する定期的なメンテナンスについては事業者が行うものとする。

(5) ロゼシアターホームページ等デジタルコンテンツとの連動

財団が開設・保守管理するロゼシアターホームページ等において、本誌を掲載し閲覧できるようにするため、実データ及び本業務内で撮影した写真データ（借用物は除く）を、財団が指定する形式の電子データにより提供すること。

〔4〕仕様

1. 判 型 A4判4色フルカラー
2. ページ数 16ページ（表紙及び裏表紙含む）
3. 発行部数 10,000部/回
4. 発行回数 年4回
5. 発行時期 6月/夏号、9月/秋号、12月/冬号、3月/春号

〔5〕その他運営上の要件

1. 実施方針

公益財団法人富士市文化振興財団の意向を十分に踏まえた作製方針とすること。

2. 実施体制

実施体制には、業務責任者を置くとともに業務の担当者を明確化し、業務全般の活動を一元化すること。

3. スケジュールの作成

契約締結後、年間の製作スケジュールを作成し提出すること。

4. デジタルコンテンツとの連携

財団が扱っているデジタルコンテンツと連携させること。

5. 本業務内で撮影した写真データ

本業務内で行われた撮影の写真データ（借用物は除く）については、財団が希望するものは財団に納品し、本業務以外でも使用できるものとする。

## 〔6〕 成果品

### 1. 情報誌ロゼ

※10,000部のうち、8,000部を財団に納品すること。

### 2. 版下（実データ）及び本業務内で撮影した写真データ（借用物等は除く）1式

※実データは、PDF形式とする。

※写真データは、JPEG形式で電子媒体（DVD、CD-R等）にて納品する。

### 3. 配布実績リストデータ1式

※Microsoft Office Word又はExcel形式とする。

## 〔7〕 契約に関する条件等

### 1. 再委託等の制限

事業者は、本業務の全部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、財団の承諾を得たときは、この限りではない。

### 2. 成果品の利用及び著作権

(1) 事業者は、作製業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入後、直ちに財団に無償で譲渡するものとする。

ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、事業者と協議の上決定するものとする。

(2) 財団は、著作権法第20条（同一性保持権）の2に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、事業者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(3) 事業者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、事業者が負うものとする。

### 3. 業務の履行に関する措置

財団は本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に財団に書面で通知しなければならない。

#### 4. 機密の保持

事業者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### 5. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、公益財団法人富士市文化振興財団個人情報保護規定を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

以上